ご依頼者様　各位

過去紙カルテの医事課からの取り寄せについて

謹啓

当院において過去に治験（製造販売後臨床試験）に参加経験がなく初めてご参加いただきます被験者様の過去紙カルテは、原則として下記期間の過去紙カルテを医事課から取り寄せることといたします。なお、取り寄せないカルテについてはその理由を速やかに電子カルテへ記録いたします。

外来カルテ：平成 13 年～
入院カルテ：平成 5 年～

なお、傷病名一覧に記載されている傷病名が除外基準に抵触する可能性がある又は有害事象判定等、治験（製造販売後臨床試験）実施上必要と判断される場合は、上記期間以前のカルテも取り寄せることといたします。

謹白

2014 年 7 月 9 日
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院
創薬育薬部長　渡辺　浩毅